

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(指定事業者番号 京都府 第 2672600422 号)

社会福祉法人 空心福祉会

特別養護老人ホーム 六人部晴風

(高齢者複合福祉施設 晴風)

当施設は契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 事業者名 社会福祉法人 空心福祉会
- (2) 所在地 京都府福知山市字天田小字大塚 14-1
- (3) 連絡先 Tel : 0773-22-0501 Fax : 0773-25-3445
E-mail : kuushin@skymind.jp
- (4) 代表者氏名 理事長 友次 秀正
- (5) 設立年月日 1989年1月14日

2. 施設の概要

- (1) 種類 ユニット型介護老人福祉施設
2006年9月1日指定（京都府 第2672600422号）
- (2) 目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に必要な施設を使用していただき、介護福祉施設サービスを提供します。
- (3) 名称 特別養護老人ホーム 六人部晴風（高齢者複合福祉施設 晴風）
- (4) 所在地 京都府福知山市字大内 3173-1
- (5) 連絡先 Tel : 0773-20-2750 Fax : 0773-20-2780
E-mail : harukaze@skymind.jp
- (6) 管理者氏名 施設長 井上 伸也
- (7) 運営方針 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立って施設サービスを提供します。明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図ります。
- (8) 開設年月日 2006年9月1日
- (9) 入居定員 70名

3. 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	80 室	1 ユニット 10 室(2 ユニット/棟) 内ショートステイ床 10 室 内コネクティングルーム 6 室あり
食堂/キッチン	8 室	各ユニット 1 室
浴室	8 室	各ユニット 1 室 ※特殊浴槽 4 機含む
クリニック (医務室)	1 室	管理棟内
クリーニング (洗濯室)	1 室	管理棟内
味工房はるかぜ (厨房)	1 室	管理棟内
コミュニティホール	1 室	管理棟内

※上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備要件を満たしています。なお、併設の短期入所生活介護事業に要する居室・設備を含みます。

※居室の変更：契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. スタッフの配置状況

当施設では、契約者に対して介護福祉施設サービスを提供するスタッフとして、以下の職種を配置しています。スタッフ数については、常勤換算で指定基準を満たしています。

職 種	人 数
施設長 (管理者)	1 名
生活相談員	1 名
ケアマネジャー (介護支援専門員)	1 名
ケアワーカー (介護職)	29 名
ナース (看護職)	4 名
機能訓練指導員	1 名
栄養士	1 名
事務員	2 名
管理医師	1 名
調理員 (委託)	名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 当施設が提供するサービスについて、
- (ア) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (イ) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないため) があります。

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入居後、作成する「施設サービス計画」に定めます。

- (2) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)
- 以下のサービスについては、介護報酬告示上の額の自己負担分をご負担いただきます。
- 利用料金：別紙「料金表」参照

<サービスの概要>

①入浴支援

- ・原則として、入浴を週2回以上行います。但し、契約者の体調等を勘案したうえで清拭とする場合があります。

②食事支援

- ・食事の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。契約者の自立支援のため、離床してリビング（食堂）にて食事を摂っていただくことを原則とします。

③排泄支援

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護スタッフが、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～ ※食事時間は原則です。

利用料金：別紙「料金表」参照

②行事等において、希望により特別食の提供を行った場合に必要となる費用

利用料金：300円加算/食

③居住費

利用料金：別紙「料金表」参照

④理美容

理美容師の出張による理髪サービスを利用できます。

利用料金：実費

⑤ドライクリーニング

毎週木曜の集配となります。

利用料金：実費

⑥レクリエーション、行事

契約者の希望によりレクリエーションや行事に参加できます。

利用料金：材料費等の実費相当

⑦複写物（コピー）

契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費負担となります。

利用料金：（白黒）10円／枚（カラー）50円／枚

⑧Fax

スタッフの代行により、Faxを利用できます。

利用料金：（送信）10円／通信（受信）10円／枚

⑨エンゼルケア

契約者の希望によりエンゼルケアを提供します。

利用料金：5,000円

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で契約者が負担することが適当であるもの（個人の嗜好に基づくもの）にかかる費用をご負担いただきます。

⑪契約書第22条2項に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

サービス利用料金（介護保険給付費相当額含む）の全額

⑫契約者が、要介護認定で非該当または要支援、要介護1、2と判定された場合

利用料金 10,950円／日

⑬契約者以外への食事の提供を行った場合の費用

利用料金：朝食360円、昼食660円、夕食560円

⑭契約者以外が当施設に宿泊を行った場合の費用

（原則、契約者の居室を使用させていただきます。）

利用料金：1泊 1,000円（貸出用布団のクリーニング代）

⑮個人宛郵便物等の取り扱い

契約者宛に届いた郵便物については、1か月を目途にまとめて身元引受人等へ郵送します。原則として、郵送種別等の仕分けは当方ではできません。

送料：実費

※これらは、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明します。

（4）利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し請求しますので、毎月10日までにお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）支払い方法は、口座振替、振込、または窓口支払いのいずれか希望に応じます。振込の場合、必ず契約者（入居者）名義にて振込んでください。

<振込口座>

金融機関名：京都北都信用金庫 篠尾支店

口座：普通 店番 055 口座番号 1068936

名義人：社会福祉法人 空心福祉会

特別養護老人ホーム^{六人部}晴風

施設長 井上 伸也

金融機関名：ゆうちょ銀行
 口座：普通 記号 14430 番号 33321951
 名義人：社会福祉法人 空心福祉会
 ※振込手数料は別途ご負担ください。

6. 入居中の医療の提供

管理医師等が受診の必要があると判断した場合、事業者はそれに従い必要な措置を講じます。医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。

協力医療機関

名称	京都ルネス病院
所在地	京都府福知山市末広町4丁目13番地
診療科目	総合内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科
名称	市立福知山市民病院
所在地	京都府福知山市厚中町231番地
診療科目	総合内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科

7. サービス提供における事業者の義務

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態について、契約者から聴取、確認します。
- ③契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者または身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者または他の契約者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

8. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入居されている契約者の共同生活の場としての適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

日常生活上必要とされるもので、持ち込むことが妥当と考えられるもの以外の持ち込みを制限します。詳細はお尋ねください。

(2) 面会

面会時間 原則 10:00～20:00

※来訪者は必ず「来訪記録簿」（Office 受付カウンターに設置）に記入してください。

※なお、来訪される場合、ペット等の動物、危険物等の持ち込みはできません。

※場合によっては面会をお断りすることがあります。

(3) 外出・外泊（契約書第 25 条参照）

外出をされる場合は、「利用者外出・外泊届」を提出してください。

※外泊時の料金については、別紙「料金表」でお確かめください。外泊時にも居住費は、必要となります。但し、契約者の同意のうえ、短期入所生活介護事業に居室を使用する場合、居住費は減免されます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。前日までに申し出があった場合には、食事代は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復すか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当施設のスタッフや他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

- ・建物内は全て禁煙となります。

9. 損害賠償

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者にも故意または重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<損害賠償がなされない場合>

以下の場合には、事業者の責めに帰すべき事由が認められない限り、契約者に生じた損害を賠償しません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①契約者が、契約締結時に、ご自身の心身の状況や病歴等について、故意に告げず、または虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害 ②契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項（その日の体調や健康状態等）を事業者が確認する際に、故意に告げず、虚偽に告げたことがもつぱらの原因として発生した損害 ③契約者の急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもつぱらの原因として発生した損害 ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもつぱらの原因として発生した損害 |
|---|

10. 施設を退居していただく場合（契約の終了）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退居していただきます。

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が非該当または要支援、要介護 1, 2 と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下を参照してください）
- ⑦事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下を参照してください）

(1) 契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 17 条，第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前までに「解約届出書」を提出してください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居できます。

- ①契約者が入院された場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為のため、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- ⑥事業所の「運営規程」の変更に同意できない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただきます。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者によるサービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、催告にもかかわらず 30 日以内にこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者が連続して 3 か月を超えて、病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤契約者が他の介護保険施設に入所、入院した場合

(3) 円滑な退居のための援助

契約者が当施設を退居する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うよう努めます。

- 適切な病院もしくは診療所または介護保険施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(4) 残置物の引取等（契約書第 24 条参照）

本契約が終了した後、契約者または身元引受人に残置物の引き取りをお願いします。連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取っていただきます。

11. 秘密の保持

事業者及びサービス従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た契約者またはその家族の秘密を漏らしません。なお、収集した個人情報については、「空心福祉会 Privacy Policy」に基づき管理します。また、サービス従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた契約者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

医療機関、居宅介護支援事業者等に対し、契約者に関する情報を提供する際には、予め文書（「個人情報使用同意書」）により契約者または家族の同意を得ます。

12. 緊急時、事故発生時の対応

契約者に対するサービスの提供により、状態の急変、事故等が発生した場合は、「緊急時対応マニュアル」に添って、速やかに契約者家族、関係機関、福知山市及び京都府に連絡・報告を行う等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

13. 感染症対策

集団生活となる施設内での感染拡大を防ぐため、感染症対策に関する具体的計画(BCP)を立案し、日常よりスタンダード・プリコーション(手洗い・消毒等)を徹底しています。また、感染／褥瘡対策チームを設置し、発生時の対応に備えています。なお、原則（特段の理由がない限り）として、契約者は毎年インフルエンザ予防接種を受けるものとします。

14. 非常災害対策

管理者及び従業者のうち防火管理者を置き、非常災害に関する具体的計画(BCP・総合防災計画)を立案し、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。また、法人に防災対策委員会を置き、有事の対応に備えています。

15. 防犯セキュリティ対策

防犯対策として、夜間は管理宿直を置き、駐車場、外部からの出入口、リビング等の公共・共有スペースに防犯カメラを設置しています。セキュリティ対策として、異状が検出された場合、提携の警備会社が駆けつけます。

16. サービス担当者会議(S会)への参加等

身元引受人等は、サービス担当者の一員として、サービス担当者会議へ参加するものとします。サービス担当者会議は、「施設サービス計画」作成、更新時等に、契約者の状態の変化、目標の達成度を確認するため、担当ケアマネジャー(介護支援専門員)が開催します。また、身元引受人等は、契約者の要介護認定に際して実施される訪問調査へ立ち会うものとします。

17. 実習生の受け入れ

当施設は、後進の福祉人材の育成のため、社会福祉士、介護福祉士、外国人技能実習生等の実習を受け入れています。実習受け入れに当たっては、対象となる養成校、機関等と実習契約を結び、事故発生時の対応、個人情報の管理等について適正に対応できるよう備えています。実習生へはその目的とする範囲において、必要な情報を開示します。

また、実習指導者等による実習指導者部会を法人内に設置し、適正に実習受け入れが行える体制を整備しています。具体的な実習受け入れに当たっては、その種別、期間、人数等の概要を事前に施設内掲示板にてお知らせします。

18. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の担当窓口で受け付け、解決に向け対応します。

また、ご意見はQRコード（オンラインフォーム）から受け付けます。

<苦情受付窓口（担当者）>

部長 荒川 憲洋

Tel : 0773-20-2750 受付時間 : 9:00~17:30



(2) 当事業所以外での苦情の受付

当事業所に直接の苦情申し立てが困難な場合、第三者の介入を希望する場合等において、苦情解決第三者委員を設置しています。第三者委員が間に立って、解決に向けた調整を行います。

<苦情解決第三者委員>

片山 正紀（かたやま まさき）

〒620-0831 京都府福知山市字岩崎 159-3

Tel : 0773-27-1265

岡部 繁己（おかべ しげみ）

〒620-1444 京都府福知山市三和町芦洲 532

Tel : 0773-58-3817

(3) 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外にも、市役所担当課等でも苦情を受け付けています。

福知山市健康福祉部 高齢者福祉課	住 所：〒620-8501 京都府福知山市字内記 13-1 電 話：0773-24-7013 受付時間：8:30-17:15
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	住 所：〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電 話：075-354-9090 受付時間：9:00-17:00（12:00-13:00 除く）
京都府福祉サービス運営適正化 委員会	住 所：〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 府立総合社会福祉会館(ハートピア京都) 5F 電 話：075-252-2152 受付時間：9:00-17:00

20 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 六人部晴風

説明者 役職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始及び利用料の徴収開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印 (続柄:)

身元引受人は、契約者に代わって、ケア方針や医療同意について確認、身柄の引き取り、退居手続き、支払いをする保証人的な役割を果たす者をいいます。身元引受人となる者は、各種手続き、事業者からの意向確認等において、家族等を代表して対応するものとします。

連帯保証人（契約書）は、契約者・身元引受人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。詳細については、契約書第 23 条を確認してください。